

潮来市立図書館雑誌スポンサー制度に関する要綱

1. スポンサー募集の目的

企業、商店、団体等に対し、雑誌そのものの寄贈を受けるのではなく、雑誌の年間購入代金を負担してもらおうという制度です。購入した雑誌は当館の雑誌コーナーに並べ、最新号の雑誌カバーと雑誌架の扉に寄贈者名を表示するとともに、雑誌カバー裏面にも広告掲載可能とし、スポンサー企業等の事業活動の促進と図書館の雑誌の充実を図ることを目的とします。

2. スポンサー制度の内容

スポンサーに雑誌の購入費用を負担していただき、提供していただいた雑誌を市立図書館に配架します。提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を表示し、また雑誌架と最新号カバー裏面に広告を掲載できるものとします。

3. 対象とするスポンサーおよび範囲

(1) 次の業種又は事業者に該当しないこと

- ①消費者金融、商品先物取引、外国為替証拠金取引等にかかる業種
- ②風俗営業と規定される業種または風俗営業類似の業種
- ③法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- ④占い、運勢判断に関する業種
- ⑤興信所・探偵事務所等の業種
- ⑥規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- ⑦民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
- ⑧行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ⑨暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- ⑩その他、適当でないと判断したもの

(2) 企業、商店、団体等を対象とします。個人からの提供は対象外とします。

4. 対象とする雑誌および募集冊数

- ・市立図書館指定の別紙「雑誌リスト」より選定していただきます。
- ・1社（スポンサー）につき3雑誌までとします。

5. スポンサー広告等の表示方法

(1) スポンサーの表示スペース（別紙参照）

- ①提供雑誌の最新号カバー表面についてはスポンサー名等の表示とします。

表示大きさ：縦10cm、横20cm以内、地色・文字ともに自由に設定

貼付位置：最新号カバー底辺より1cm上部の中央

②雑誌架に広告チラシを表示します。

表示大きさ：A5用紙横向（縦 約15cm 横 約21cm）程度

貼付位置：上辺より4cm下部の中央

※特に希望する場合は、最新号カバーに挿入する代わりに、広告チラシの置き場所として、広告チラシ架のスペースを1社につき、1スペース提供。

③最新号カバーの裏面に広告チラシを1枚挿入（貼付）できます。

広告チラシは片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとします。

※選定した雑誌によりサイズが異なります。

④雑誌架に添付する広告チラシ及び最新号カバー裏面に挿入する広告チラシの作成はスポンサー側でお願いします。（広告チラシを変更する場合も同様とします。）

(2) スポンサーの表示期間

雑誌の提供を開始していただいた月から1年間とします。

例：1月提供開始 → その年の12月まで表示

10月提供開始 → 翌年の9月まで表示

(3) その他

①雑誌の配架位置は市立図書館が決定します。

②広告チラシの変更

・週刊・隔週刊の場合は月2回～4回。（年24回～48回）

・月刊・季刊の場合は月1回。（年12回）

6. 広告の内容

広告の内容は、図書館の公共性等を損う恐れのないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、スポンサー制度の対象としません。

- (1) 政治活動、宗教的活動などに係るものと認められたもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 広告主や広告の内容の不明確なもの
- (5) 社会秩序を乱す恐れのあるもの
- (6) 非科学的、迷信に類するもので、利用者を惑わせ不安を与える恐れのあるもの
- (7) 差別、人権の侵害、名誉毀損や営業妨害になるもの
- (8) 公の選挙または投票の事前運動に該当するもの
- (9) 個人情報の扱いが適切に行われていないもの
- (10) 関係諸法規に抵触、または抵触の恐れのあるもの

- (11) 虚偽、誇大な表現で誤認を与える恐れのあるもの
 - ア 不確かな根拠で、実際のものや他のものより優位または有利であると誤認を与える恐れのある表現をしたもの
 - イ 許認可・保証・資格などを、信用や権威付けに利用し誤認を与える恐れのあるもの
 - ウ 誤認を利用した詐欺まがい商法や不良商法の恐れのあるもの
- (12) 著しく、射幸心・投機心を煽るもの
- (13) 潮来市に関連するもので下記の事項に該当するもの
 - ア 潮来市を中傷するもの
 - イ 潮来市の社会的な評価を低下させる恐れのあるもの
 - ウ 潮来市が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現があるもの
- (14) 潮来市が作成したものと誤認を与える恐れのある表現をしているもの
- (15) 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のあるもの
- (16) 意見広告、係争中の広告、謝罪広告、比較広告
- (17) ギャンブルにかかる広告
- (18) その他、図書館に適切でないと思われる広告

7. 募集期間

随時募集します。

8. 申込方法

「雑誌スポンサー制度申請書」に必要事項を記入し、掲載希望の広告を添えて、潮来市立図書館に持参、FAX、または郵送のいずれかの方法により提出してください。

9. スポンサーの決定等

- (1) 申込があった順に申込内容を審査してスポンサーを決定します。
 - ※同一雑誌に複数の申込がある場合は、先着順に決定しますのでご了承ください。
- (2) 申込結果については、掲載可否の通知を送付します。
- (3) スポンサーに決定した場合は、承諾書により契約を締結します。

10. 支払方法

- ① 一括先払いとします。価格変動による追加徴収はいたしません。
- ② 振込手数料はスポンサーの負担となります。

11. 広告主の責任

広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

12. スポンサーの取消し

スポンサーは、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを申し出ることができる。ただし、雑誌の購入代金は返金しない。

13. スポンサー制度による雑誌購入費の還付

通常の雑誌購入費とスポンサー制度により軽減された購入費については、以下の資料の購入費として還付する。

- ・ 潮来市内学校図書室への貸出専用資料の購入
- ・ 潮来市内学校図書室所蔵資料装備のための道具類の購入
- ・ 潮来市立図書館所蔵視聴覚資料の購入
- ・ 市民からリクエスト要望の多い書籍の購入

14. その他

この要項に定めることのほか、広告の募集の手続き、広告内容の審査基準等は『潮来市有料広告掲載の取扱いに関する要綱』に準じます。

15. 申込先及びお問い合わせ先

潮来市立図書館

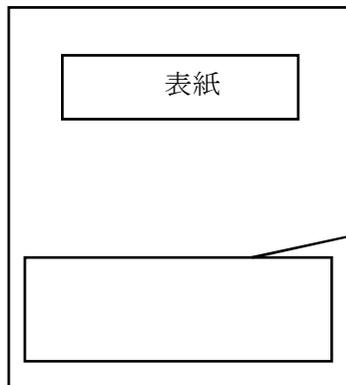
〒311-2436 茨城県潮来市牛堀 289

TEL:0299-80-3311 FAX:0299-64-5880 mail:lib@itako.ed.jp

URL: <https://lib.itako.ed.jp/default.asp>

【参考資料】 スポンサーの表示スペース

1. 最新号のカバー



縦10cm×横20cm

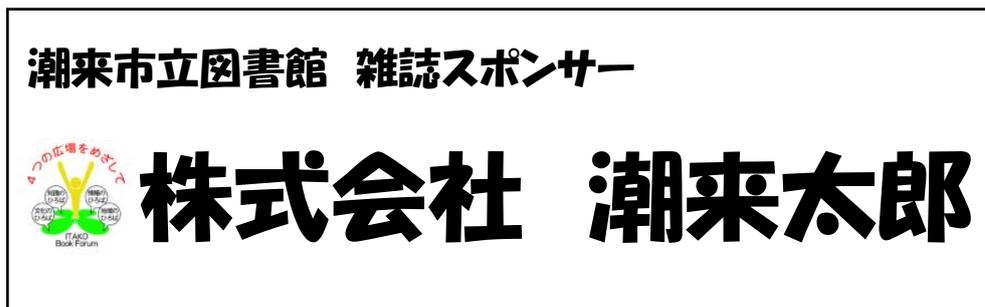
雑誌スポンサー制度
スポンサー名（企業、団体名）

地色・文字ともに自由設定。

最新号のカバーの底辺より4cm上部

中央にブックコートで貼付

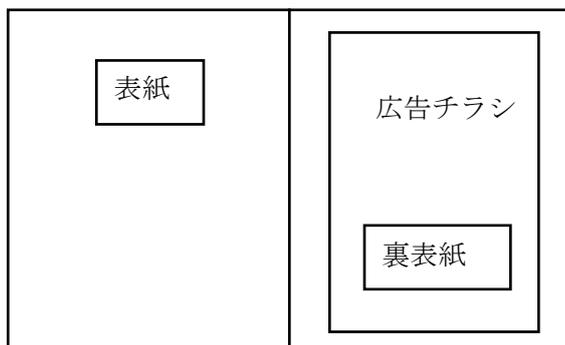
<例>



※企業や団体のマークを挿入できます。

※作成はスポンサー側で作成をお願いします。

2. 広告チラシ



最新号カバー裏面に、広告チラシ
1枚を挿入することができる。